

判決年月日	平成 19 年 12 月 26 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 19 年（行ケ）第 10209 号 平成 19 年（行ケ）第 10210 号		
○ 意匠に係る物品を「包装用容器」とする意匠登録出願（部分意匠，全体意匠）について，意匠法 3 条 2 項の規定により意匠登録を受けることができないとした審決がいずれも取り消された事例。			

（関連条文）意匠法 3 条 2 項

第 1 事件（平成 19 年（行ケ）第 10209 号）は「包装用容器」に係る部分意匠（以下「本願部分意匠」という。）を拒絶した審決(1)の取消しを求めるもの，第 2 事件（平成 19 年（行ケ）第 10210 号）は「包装用容器」に係る全体意匠（以下「本願全体意匠」という。）を拒絶した審決(2)の取消しを求めるもので，裁判所は両事件を併合して審理した。なお，本願部分意匠は，審決(1)では，「全体を筒型の容器の口部に塗布具部を設けたものとする包装用容器の上約半分の位置及び範囲に係る部分意匠であって，その部分の形態を，「容器本体」を断面形状の丸い筒体とし，同筒体を，側面視略直角三角形形状で，上方に向けて漸次絞り上げ，その先端に容器本体の径より小径で短円筒形の「口部」を約 60 度の傾斜角度で形成し，同口部にそれよりかなり大径で厚い円盤状の「塗布具部」をはめ込んで設け，同塗布具部に，底部を開放した円盤状で周側面に滑り止め用ギザを形成し，上面を緩やかな湾曲面に形成した態様の「キャップ」を被せた構成態様とするものである。」とされ，また，本願全体意匠は，審決(2)では，「全体を筒型の容器の口部に塗布具部を設けたものとする包装用容器であって，「容器本体」を断面形状の丸い筒体とし，同筒体の上約半分の部分を，側面視略直角台形状で，上方に向けて漸次絞り上げつつ，その先端に容器本体の径より小径で短円筒形の「口部」を約 60 度の傾斜角度で形成し，同口部にそれよりかなり大径で厚い円盤状の「塗布具部」をはめ込んで設け，同塗布具部に，底部を開放した円盤状で周側面に滑り止め用ギザを形成し，上面を緩やかな湾曲面に形成した態様の「キャップ」を被せた構成態様とするものである。」とされている。

各審決は，本願部分意匠又は本願全体意匠の創作の基礎として下記意匠 3 を挙げ，下記意匠 1 及び 2 には「口部」の径に比べて径の大きい「塗布具部」が開示されていることから，意匠 3 の「塗布具部」及び「キャップ」の径を大きくすることによって，本願部分意匠又は本願全体意匠は容易に創作できると判断した。

記

意匠 1 意匠登録第 1014164 号公報記載の意匠

意匠 2 意匠登録第 1142539 号公報記載の意匠

意匠3 特許庁総合情報館が2000年9月22日に受け入れた内国雑誌「DIME」, 2000年9月21日, 19号, 147頁右上所載, 包装用容器の意匠(特許庁意匠課公知資料番号第HA12010944号記載の意匠)の, 模様を除く形状の意匠

本判決は, 次のとおり判示して, 審決(2)を取り消すべきものとし, また, 審決(1)についても同様に取り消すべきものとした。

「本願全体意匠と意匠3とを対比すると, 全体を筒型の容器の口部に塗布具部を設けたものとする包装用容器であって, 同筒体の上約半分の部分を, 側面視略直角三角形形状であり, 前方を約60度の傾斜角度で, 上方に向けて漸次絞り上げ, その先端に容器本体の径よりやや小径で短円筒形の「口部」を約60度の傾斜角度で形成し, 同口部に, 底部を開放した円盤状で, 周側面に, 滑り止め用ギザを形成させ, 上面を緩やかな湾曲面に形成した態様の「キャップ」を被せた態様である点において共通する。しかし, 本願全体意匠と意匠3とは, ①前者が, 「容器本体」の断面形状につき, 前方を狭くし, 後方を広くした長円形状の丸い筒体としているのに対して, 後者は, 筒体であることは推認されるものの, その正確な断面形状は不明であること, ②「キャップ」の形状について, 前者が, 底部を開放した円盤状で, 周側面全体にわたり, 底部方向から2分の1部分のみに, 滑り止め用ギザを形成させ, 「容器本体の口部に連続する部分」と「キャップ」との径の比率は, 約1対1.7であり, 「キャップ」の縦(頭頂から底までの長さ)と横(直径)の比率は, 約1対2であり, 横長の印象を与えるのに対し, 後者が, 円盤状で周側面のほぼ全体に滑り止め用ギザを形成させ, 「容器本体の口部に連続する部分」と「キャップ」との径の比率は, 約1対1であり, そのため, 容器本体と「キャップ」に至る段差は, ほとんど看取できず, また, 「キャップ」の縦(頭頂から底までの長さ)と横(直径)の比率は, 約1対1.2であり, 縦長の印象を与えること, ③側面視における「キャップ」と容器本体の関係について, 前者は, 「キャップ」の先端部において, 容器本体部前面の延長線より前方に突き出していないのに対し, 後者は, 「キャップ」の先端部は, 容器本体部前面を結ぶ直線の延長線より前方に突き出している点において, 大きく異なる。・・・本願全体意匠は, 「キャップ」の径を口部(正確には, 容器本体の口部に連続する部分)の径に対して1.7倍として, 径方向に大きく拡大させ, また, 「キャップ」の縦と横の直径の比率を約1対2として, 径方向に大きく広げて, 塗布具部表面の面積を広く確保している点で特徴があるが, そのような特徴があるとともに, 「キャップ」の縦の長さを極力短く抑えていること, 滑り止め用縦ギザを「キャップ」の周側面の底部方向から2分の1部分のみに施していること, 「キャップ」上面は緩やかな丸みを帯びた形状としていること, 「キャップ」の径を容器本体の前後幅とほぼ同じ長さとしていることなどの点において, 「キャップ」を径方向に大きく拡大させたことに由来する欠点, すなわち, 頭部が目立ちすぎて, 威圧感を与えたり, 容器

形状として異様な印象を与えたり、容器との調和を乱したりするなどの欠点を解消させ、均衡を保つための美観上の工夫が様々施されており、そのような点でも特徴があるといえる。・・・意匠1及び意匠2によれば、包装用容器の分野において、容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな包装用容器が、本願(2)の出願前より公然知られていたことが認められる。しかし、本願全体意匠と意匠3を対比すると、前記・・・のと通りの美観上の相違があり、また、本願全体意匠は上記・・・のと通りの各特徴を備えている点に照らすならば、本願全体意匠は、多様なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものであるから、意匠3を基礎として、意匠1及び意匠2（容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな公知の包装用容器に係る意匠）を適用することによって、本願全体意匠を容易に創作することができたはいえない。」